

地域等の団体が本市公共施設に設置 する防犯カメラに関するガイドライ ン

平成26年5月

尼崎市

I 本ガイドラインの策定目的

近年、防犯カメラの設置に対する市民の関心が高まっているが、防犯カメラは“犯罪の抑止に役立ち、安全・安心を実感できるまちの実現につながる”と考えられている一方、防犯カメラの設置により“映像が本来の目的以外で利用されることによるプライバシーの侵害”を危惧する意見もある。

このような状況の中、本市では、まずは本市公共施設への防犯カメラの設置者に“有用性”と“プライバシーの保護”の両立が保たれる方法で、防犯カメラを設置及び運用していただく必要があると考え、本ガイドラインを策定した。

II 防犯カメラを適正に運用するために配慮すべき内容

1 防犯カメラの定義

本ガイドラインにおける防犯カメラとは、犯罪の予防や地域の見守り力の向上を目的として、地域等の団体（※1）が本市公共施設に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

※1 自治会（福祉協会）、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織などの団体で施設管理者が占用等を認める団体

2 防犯カメラの運用責任者等の指定等

防犯カメラの設置者は、運用責任者及び取扱者（以下「運用責任者等」という。）を指定する必要がある。運用責任者等は、防犯カメラの効果的で適切な運用を図らなければならない。画像データが盗まれたり、本人の知らない間に社会に出回ったりするようなことは絶対に避けなければならない。運用責任者等は、防犯カメラの映像はもちろんのこと、撮影された映像から知り得た情報も他人に漏らしてはいけない。

3 防犯カメラの撮影対象区域・設置していることの表示

防犯カメラの撮影対象区域は、必要最小限とし、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を表示すること。どこにカメラがあるのかなどの表示が適切でない、いわゆる「盗撮」と同じ行為と考えられ、トラブルになる危険性がある。

また、カメラの角度を調整するなどして、住宅などの私的空間が映りこまないようにすること。やむをえず、特定の住宅が写りこむ場合は、その所有者・居住者などの同意を得ることが必要である。

4 防犯カメラで撮影した映像及び記録媒体の適正な管理

映像及び記録媒体は、次の事項に留意し、適正に管理すること。

- ① 映像の加工や不必要な複写は行わないこと。
- ② 施錠可能な保管庫等に保管し、盗難及び散逸を防止すること。
- ③ 関係者以外の保管庫等への立入や保管庫等からの外部への持ち出しを禁止すること。
- ④ 保管期間は、1箇月以内を目安に必要最小限とすること。
- ⑤ 保管期間経過後は、速やかに映像を消去すること。

5 防犯カメラにより撮影された映像及び記録媒体の提供の制限

映像及び記録媒体は、次の場合を除き、第三者への提供を禁止すること。

- ① 映像から識別される特定の個人（本人）の同意がある場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 捜査機関から犯罪捜査目的で要請を受けた場合
- ④ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

6 苦情等への対応

運用責任者は、防犯カメラの運用に関して苦情を受けたときは、責任を持って、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。もし、「自分が写っている画像を確認させて欲しい」という本人からの申し出があった場合は、他の人の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データ漏えい防止に配慮した上での対応等が必要となる場合がある。

7 防犯カメラを設置する際の留意点

防犯カメラを設置するにあたって、国が統一的な指針等を示していることはなく、個人においても、犯罪の抑止に役立ち安心・安全につながると考える人や、映像が本来の目的以外で利用されプライバシーが侵害されるのではないかという不安を感じる人など、千差万別であるのが現状である。また、機器代・設置費用とも高額で、維持管理にも相当な負担とコストがかかるため、地域内での合意形成は慎重に行う必要がある。

なお、本ガイドラインの対象である、地域等の団体が本市公共施設に設置する防犯カメラについては、各施設管理者の許可等が必要となる（例：尼崎市道→道路占用許可を本市道路課に申請、尼崎市公園→公園占用許可を本市公園課に申請。）。また、申請書以外にも必要な書類（※2）があり、不備等があれば許可等を行うことができないため、事前に本市生活安全課及び各施設管理者へ相談すること。

※2 下記の基準（例）に準拠した防犯カメラ等運用基準、住民の合意形成を示す書類、防犯カメラの設置場所及び撮影場所が分かる図面、防犯カメラの仕様分かる資料、一次占用物件所有者の添架承諾書（他の物件に添架する場合）など

8 防犯カメラ等運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、上記の内容を踏まえ、独自の運用基準を定めること。策定に当たっては、次の「防犯カメラ等運用基準（例）」を参考にしてください。

〇〇〇〇（設置者）防犯カメラ等運用基準（例）

（目的）

第1条 この基準は、〇〇〇〇（設置者）が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（〇〇市〇〇町〇〇）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

（運用責任者等）

第3条 〇〇〇〇（設置者）は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇〇〇（設置者）は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを

行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この基準及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 ○○○○（設置者）は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

（運用責任者等の責務）

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所に運用責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

（記録した映像等の管理）

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複製を行わないこと。

(2) ○○○○（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、○週間までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この基準の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

<担 当>

尼崎市 危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

電 話 : 06-6489-6502

ファックス : 06-6489-6686

Eメール : ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp